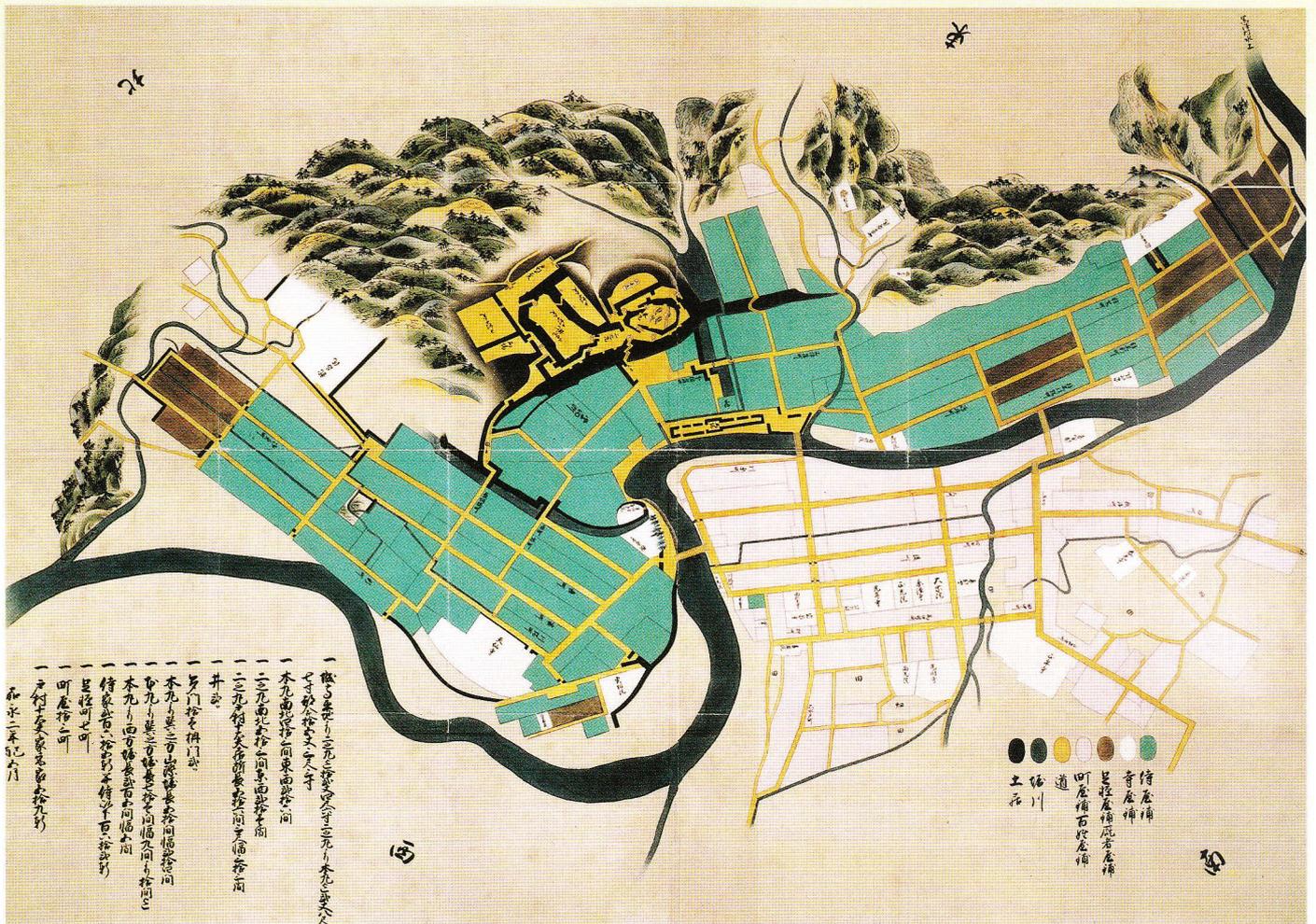


# 公文書館だより

第13号 平成12年10月1日



「横手御城下絵図」(県C-23) 嘉永2年(1849)5月(143cm×185cm)

秋田県南東部に位置する横手は、室町後期以降小野寺氏により横手城が築かれて発展した。小野寺氏は関ヶ原の合戦後改易されたが、慶長七年(一六〇二)に佐竹氏が秋田へ移封され、寛文年代以降は一門である戸村氏が横手城代を務めた。横手城は元和元年(一六一五)の一國一城令発令後も、秋田県北部の大館城とともに破却を免れ、幕末まで佐竹氏の居城である久保田城の支城として機能した。

弘化三年(一八四六)九月九日に十代藩主義厚が死去し、当時八歳であった義睦が十一代藩主として跡を継いだ。これに伴い、十二代將軍徳川家慶は、嘉永二年(一八四九)に国目付として青木新五兵衛と本多主税の派遣を命じた。秋田に国目付が派遣されたのはこれが四度目で、事実上最後の秋田派遣となった。国目付は閏四月から十月までの間滞在し、領内の巡検等を行った。

この「横手御城下絵図」は、その際に、秋田御城絵図、大館御城下絵図などとともに幕府に提出された絵図のうちの一つである。端裏書から、その控えであることが推測される。

(古文書課 平田 有宏)



## 資料紹介

# 「御所預并組下 関係控」について

「御所預并組下控」（以下「控」とする）は、藩庁が所預等に「仰せ渡」したこと外、彼らが職務を遂行するうえで、問題となることを、藩庁に伺ったその内容と、それに対する「回答」等を取り纏め、編集したものである。収められている年代は、寛文から安永迄で（表参照）、不明が全体の一分を超えているが、ほぼ年代順に編集されているので、年代は推定できる。

この「控」は、収録されている件数が一番多い、享保年間に作成されはじめたものと、今は考えたい。

仰せ渡されたことなど、その内容は多岐にわたるが、多い順にあげると、家督相続関係の三六件、十二所等の米蔵についての一五件、組下給人等に対する御褒美の八件、役儀や組下支配の召し放ち・公務で久保田往還する際の伝馬使用の各五件、能代奉行の権限等について・城等の修築についての各四件、御金蔵についての二件となる。

このうち、所預の家督相続については、「国典類抄」の十四巻と十七巻、城の修築については、「国典類抄」の十巻にも収録されている。

ところで「控」の表紙（写真参照）の表記から、次のことが考えられる。

- 一 「掟巻」は、これに続く二・三を想定して付けられたこと。
- 二 「古」は、「新」を意識して書かれたこと。
- 三 「五冊之内」は「控」関係史料が全部で「五冊」あったのではないかと思われること。

といつても、三点目は「掟」に関する史料が五冊あり、（この外、「御代官御検地役掟」、「寺社奉行掟」、「能代掟帳」、「雑之類掟」の4点ある）そのうちの二冊がこの史料であるとも考えられるが、「雑之類掟」の表紙に「二冊之内」とあることからすれば「控」は、五冊あったとも考えられる。

「史料紹介」でこのようなことを書いた理由を、次にあげる。

- ① 御所預  
御所預  
① 一 百姓町人下馬之事、御代官之部  
二 委有  
御町奉行之部 二 委記
- ② 一 町人共二拝借被仰付式割米之事、御町奉行之部 二 委記

年号別件数

年号	件数
寛文	1
延元	2
宝永	5
正徳	9
享保	5
元享	46
寛延	15
元享	9
延享	18
天明	18
和永	32
他計	28
の他	1
計	23
の他	212
計	212

御所預り

- ③ 一 多賀谷左兵衛申立候ハ、拙者組下与頭役能代給人中田笈之助、去秋中より眼病煩二而、先々共難相勤段、当春より度々役儀致訴訟候得共、養生致候様二と申渡候、仮役中田新九郎当分勤候得共、五人扶持二而、組頭役難相勤旨申出候、（中略）笈之助近年病気快気可仕様子二無御座候故、御伺仕候段、享保十三年申八月申立候、左之趣、武藤七太夫従能代参候節、御用向被相尋、吟味之上、（中略）、多賀谷左兵衛・松野弥十郎両所江、享保十三年申十月十八日申渡、但右之勤方之趣、能代掟帳二記置
- ④ 一 御代官依り申立左之通大館十二所松山三方所御所預り江被仰渡候但御代官申立候ハ代官ノ部記之（以下略）
- ⑤ 一 角館古城山外ノ山ノ内、風折木七拾本余有之段、山守林役江申出候二付、及御訴候節御吟味之上、被改置被仰渡候次第委曲宝



曆十一年巳年林役控江相記候

①～⑤は、「控」からの抜粋で、いずれも「御代官之部」等の資料があげられている。ここで注目したいことは、①と②～⑤の表現が全く違うことである。②～⑤の「記し置く」等をそのまま読めば、この時点での「能代掟帳」等の編著者は、同一人物であるとさえ思われるからである。

ところで、⑤については「御代官御検地役掟」に、「此度風折木之内拾本、主計方二可為引取候残は御用木二被召上候。此末共風折木拾本迄ハ主計方江山守申立候ハ、勝手二引取、拾本余二候ハ、相伺候様被仰渡候（以下略）」とあり、「控」の記述が裏付けられる。現時点では、①であげた史料を特定することはできないが、「被仰渡控」には、「御町奉行之部」と名付けられた史料が収められていることからすれば、表題としては、採られていない史料のなかに、相当する史料が含まれている可能性はある。いずれにしても、①～⑤にあげた史料を見ながら、「控」の編集に当たったものと思われるので、これらの史料と「国典類抄」も参考にしたがら、「控」を読めば、「所預」についての理解は一層進むものと思われる。

参考文献「能代掟帳」の解説（「能代市史」資料編近世一所収）

（古文書課 菊池 保男）

# 山崎文庫 (山崎真一郎収集史料)

今回は、前回の東山文庫に続き、コレクション史料群である山崎文庫を紹介する。山崎文庫は山崎真一郎(二九〇二〜六二、号牛角)が収集した史料群の総称である。

当館収蔵史料のうち史料収集家によるコレクション史料は、東山文庫(館だより一二号で紹介、四九六〇点)、吉成文庫(館だより一一号で紹介、一八二一点)、そして山崎文庫の三史料群が著名である。

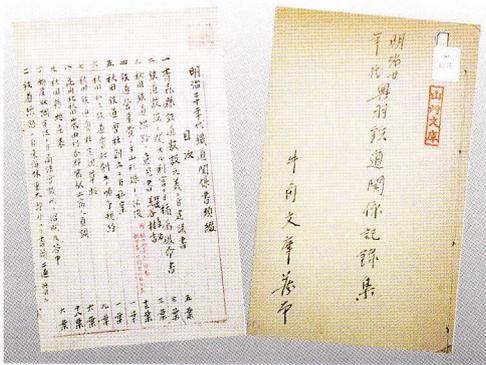
東山文庫・吉成文庫は近世期の史料原本・編纂史料・印刷物がそれぞれ含まれているが、山崎文庫は原本に比べて山崎真一郎本人の写や編纂物・原稿などが非常に多いという特色がある。

ちなみに、東山文庫と吉成文庫の違いは、前者が原本収集の範囲が全般に渉るの対し、後者が分野別・地域別に偏りがあるという点にある。

山崎文庫は、山崎真一郎所蔵史料として県史編纂終了後に遺族から県(県史編纂室)に寄贈され、編纂室閉鎖後に県立図書館に保管替えとなり、昭和四十九年に遺族の諒解の下に「山崎文庫」と命名し分類整理された

ものである。翌五十年に正式に県立図書館に寄贈されている。

山崎真一郎は、八竜町出身で、法政大学を経て県職員となり、文書・会計・土木監理・開拓の各課長、教育次長、雄勝・山本・平鹿の各地方事務所長を歴任した。文書課長時代から県庁保管の史料整理に基づいて、秋田県の歴史についての研究・著述をしており、『秋田藩五難年表』(昭五)、『秋田県土木史論』(昭一二)、『秋田県政史』(昭三二)などを著し、昭和三十七年から刊行の開始された『秋田県史』の編纂に中心的な役割を果たした。『秋田県史』では維新編・



山1215 奥羽鉄道関係記録集 (明治20年代)

明治編の執筆を担当した。

史料は全部で一二五〇点(枝番を含めた総数は一三〇七点)である。近世史料の原本は約二七六点であるのに対して、山崎本人の写・編纂物が約三四一点、印刷物・刊本が約五六九点となっており、圧倒的に後者が多い。刊行物は郷土史関係、歴史関係論考が多い。また、教育次長を経験した関係から、教育関係や学校発行者も収集されている。

整理記号・番号は「山」のあとに通し番号が付与されているが、一〜六九までは分類されておらず、七〇〜一二五〇までは図書館の郷土資料分類基準に基づいて、総記から文学まで項目ごとに並べられている。七〇番以降の分類項目・内容については表を参照してもらいたい。

すなわち、山崎文庫の整理は、通し番号が原秩序を示したものでなく、またすべて史料が一定の基準で分類整理されている訳ではない。

主な史料としては、正八幡宮神主であった飛田鶴女の関係史料(原本二八一点、上原左衛門など上原家の関係史料(原本三五一点)、山内村・野

分類項目	山崎	山崎編	山崎写	山崎著	原本	活字	謄写	写本	その他	合計
1 総記	10	5	3	2	50	25	5	7	5	102
2 歴史	114	63	44	7	48	154	46	6	6	374
3 社会	80	37	39	4	15	25	10	4	2	136
4 行政	43	26	9	8	14	18	6		4	85
5 法律	4	1	1	2	6			2		12
6 経済	25	15	7	3	8	12		4	3	52
7 人口	2	2								2
8 教育	4	3		1	9	15	2		1	31
9 制度	1	1				21	4		1	27
10 風俗	2	2			3	3				9
11 国防	2	1	1		1			1		3
12 自然科学	0				1	7	1		1	10
13 医学	1			1	21	6	1	2		31
14 土産	7	3	2	2	3	8			2	20
15 鉱業	3	1	2			5	1		2	11
16 産業	4	3	1		2	5				11
17 農業	34	7	26	1	85	34	6	18	5	182
18 蚕糸業	1	1							1	2
19 畜産	1	1				3	1			5
20 森林	21	8	13		4	5	1	1		32
21 水産	1	1					1			2
22 芸術					3	11	5			19
23 交通	4	3	1		2	2	1			9
24 商業						2	2			4
25 スポーツ					1	1		2		4
26 文学						5		1		6
27 言語						4				5
合計	364	184	149	31	276	371	93	48	34	1,186

山崎文庫内訳 (山70~1250)

田村などの検地関係史料(原本五八一点)、「秋田法集成」八冊などがある。また、写真は奥羽鉄道関係の公文書を編綴したもので、現在残されている秋田県内の鉄道関係史料としては最も古いものである。

なお、山崎真一郎は秋田県の歴史に貢献した功績から、昭和三十三年に秋田市文化章を受章している。

山崎真一郎の事績については、田口勝一郎氏による紹介の論考など多数ある。(古文書課 佐藤隆)

# 秋田藩の家臣団

## —系図の編纂と分限帳—

今年の公文書館企画展は、当館に大量に残された系図や分限帳ぶんげんちやうの分析を通して、秋田藩の家臣団について紹介しています。展示の概要は次のような構成になっています。

### ●佐竹氏の秋田入部

慶長七年（一六〇二）に初代藩主佐竹義宣が秋田に入部しました。

ここでは、入部の様子が分かるものとして、寛永頃の出羽国の様子が分かる六十余州切絵図、久保田築城前の様子が分かる国替当座絵図、秋田転封を命じた家康の判物はんもつ（直状）の写などを展示しています。

### ●秋田藩の家臣団

秋田藩の家臣団は久保田の他に、所預ところぞ・組下持の置かれた大館・横手・湯沢・松山・角館・十二所・院内・刈和野・角間川の九町に配置され、直臣の総数は二千人前後で、総人口の〇・五％に過ぎませんでした。ここでは、宝永五年（一七〇八）の家臣団の内訳、所預・組下持の変遷表、分限帳などを展示しています。

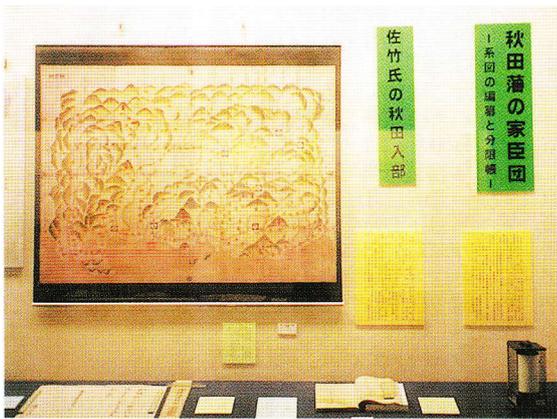
### ●系図の編纂

秋田藩では家臣団の把握や修史事

業の展開に伴って、家臣から家蔵の古文書や系図の提出を何度か行っています。中心になるのは元禄期と文化期です。それらは元禄家伝文書・諸士系図・文化提出系図としてまとめられています。これらの系図の編纂状況を近世初期から明治初年まで年表と史料でたどります。

### ●元禄期の系図

元禄期（一七世紀後半）の系図収集・編纂の中心人物は文書改奉行（のちの家老）の岡本元朝です。か



れは家臣から提出された古文書・由緒書・系図類について厳密な文献批判を行い、古文書類を「秋田藩家蔵文書」としてまとめ、系図を「諸士系図」として再編纂しました。この時に収集された文書は、現在「元禄家伝文書」としてまとめられています。

### ●文化期の系図

文化期（一九世紀前半）の系図は形態が統一され、本家分家を問わず一家ごとに出されており、分流関係や家紋、石高、役職などが明記され、その当時の家臣団の状況がよく分かるようになっていきます。

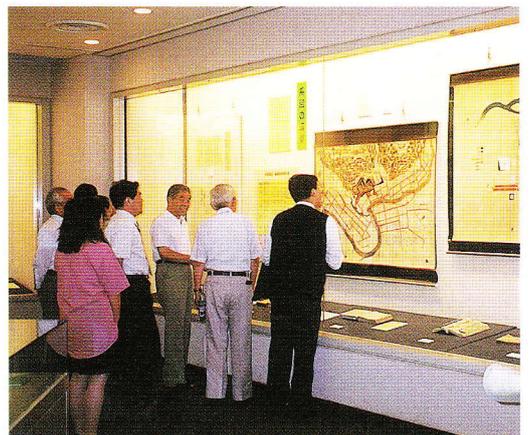
これらの系図の編纂を通して、「国典類抄」や「御亀鑑」など、秋田藩の公式記録が編纂されました。

### ●明治期の系図

明治にはいると、藩士は士族や卒という身分になり、家禄の支給が藩から県に変わります。明治六年（一八七三）、県ではその台帳として「士族卒明細短冊」を提出させ、町ごとにまとめました。短冊は系図の形態ではありませんが、三代前まで氏名・役職が記されており、幕末から明治初年の家臣団の状況を知ることができます。

### ●系図の調べ方

ここでは系図の調べ方の基本について触れています。秋田藩士の家系



であって明治はじめまで家系をたどることができれば当館に保存されている系図によって、確実にたどることができずし、その他分限帳なども利用することができます。

また、残されていれば、菩提寺の過去帳や、宗門人別帳を調べる方法もあります。

### ●有力家臣の紹介

中央のぞきケースでは、有力家臣の代表として、藩政初期の家老として重責を担った梅津家・渋江家の二家を取り上げ、系図とともに「梅津政景日記」と「渋江和光日記」の原本・複製本・刊行本を展示しています。

前期 8月29日～9月22日  
後期 10月24日～11月18日

（古文書課 佐藤 隆）

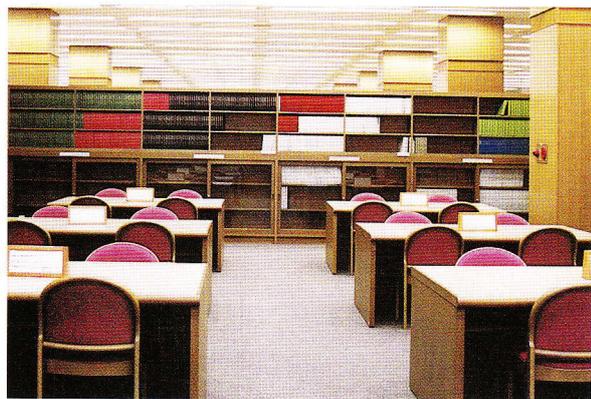
# 公開資料の利用方法について

現在、当館では公文書書庫収蔵分約二八、〇〇〇点、貴重文書書庫収蔵分約五六、〇〇〇点に及ぶ資料を公開しています。今回はこれらの資料の利用方法について紹介します。

まず、原資料の利用方法について説明します。原資料は書庫から出納するため、事前に資料名、資料検索テーブルに設置している目録と閲覧室内のパソコンで資料名等の検索が可能となっています。資料の電子複写（コピー）は不可となっており、複製については写真撮影のみが可能となっています。

次に、閲覧室に配架されている複製本について説明します。これは資料をマイクロフィルム撮影し、印画紙焼き付けして作成したものです。複製本に関しては、有料でコピーも可能です。複製本は、文字等で記載された情報を読みとるのみであれば原資料と同様に活用でき、取り扱っても容易であるため、「複製本を増や

して欲しい」という要望も多く寄せられています。また、資料の調査・研究にあたっては、初めに複製本を利用して事前調査等を行い、その上で当該資料を出納して、原資料でなければ分からない部分を調べるといった活用方法も効果的であると思われます。さらに原資料出納の機会を最小限に留めるという点でも複製本の活用は非常に有効な手段であり、



公文書館閲覧室

今後も劣化の著しい資料、利用頻度の高い資料などを中心に年次計画で複製本を作成していく予定です。なお、原資料、複製本とも具体的な資料の特定方法や利用上の決まりについては、閲覧室に備え付けの「利用上の注意」を参考にしてください。また、原資料は当館のみが保存している唯一の貴重な資料ですので、特に丁寧な取り扱いをお願いしています。

次に、新たに開架資料となった行政資料について説明します。従来、行政資料は保存を第一に考え開架していませんでしたが、この中から特に県内各市町村史などいくつかの刊行物を閲覧室に開架しました。開架資料は県内各市町村史一一一冊、茨城県史二三冊、県外公文書館等紀要二三一冊となっています。これまで行政資料は原資料と同様の扱いであり、コピーなど利用方法に若干の制限がありました。その中でも前記の刊行物については、当館の資料を利用する際の大きな手がかりとなり開架とする要望が大きかったこと、資料保存の観点からも当館のほかに各自治体などで保存されている可能性が高いことなどの理由から開架資

料とし、取り扱いを複製本と同様にしました。これら刊行物と資料の両方を併せて活用することでより詳細で円滑な資料の調査・研究が期待できると思われますので、積極的に利用していただきたいと思えます。

最後に県政映画について説明します。当館では所蔵する三〇三本の十六ミリフィルムについて、保存と普及のためテレシネ化を行っており、現在二一四本のビデオをビデオシアター1、2の二室で公開し、二か月ごとに入れ替えを行っています（本紙第三号、第十一号参照）。なお、ビデオシアターと閲覧室に目録を備えて付けていますので、ビデオシアターに設置していないビデオをご覧になりたい場合はカウンターまでお申し込み下さい。また有料になりますが、複製も可能です。

保存業務は当館主要業務の一つですが、その保存も利用者があつて初めて意味のあるものになります。このため今後も資料保存を念頭に置きながら、より利用者側に立った対応に努めていきたいと思っておりますので、お気づきの点などがありましたら職員までお知らせ下さい。

（公文書課 高橋 健治）

●資料保存施設を訪ねて

# 国文学研究資料館史料館

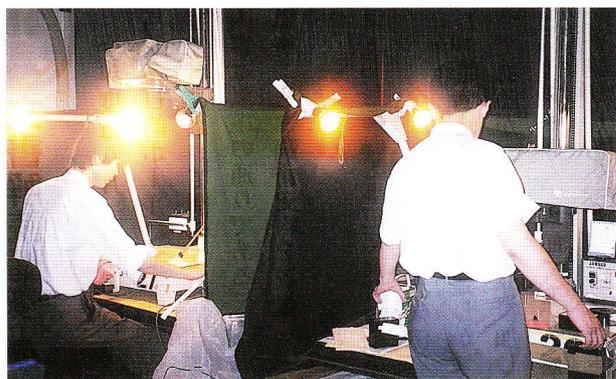
東京都品川区豊町一―一六―一〇

国文学研究資料館史料館（国立史料館と通称）は、主として近世の史料の調査研究・収集・整理・保存を行い、利用に供することを目的として、一九五一年に文部省史料館として開館しました。一九七二年に現在の名称の通り国文学研究資料館（文部省大学共同利用機関）のなかにおかれ、現在に至っています。



史料館・全景

収蔵史料としては、所蔵史料が三九四件で約五〇万点、寄託史料が一九件で八八九〇点、マイクロフィルム収集史料が一四五件で三九七〇リールあり、ほかに民俗資料が一件あります。これらの史料は冊子・カード目録や同館から刊行されている『史料館所蔵史料目録』などで請求番号を確認の上、「閲覧票」に記入して請求することにより閲覧することができます。ただし文書の複写は原則的には写真撮影のみ許可されています。また各文書群の概要は『史料館収蔵史料総覧』（名著出版・一九九六）により知ることができます。ほかに地方史誌関係文献や逐次刊行物も収集しており、文書と同様に閲覧することができます。こちらは電子複写をすることができます。秋田県関連所蔵史料としては雄勝郡湯沢佐竹南家文書（大名一門）をはじめ、合わせて一五五点あります。各史料の文書群記号・文書群名・点数などは下表のとおりです。このうち当館では本年度佐竹南家文書をマイクロフィルムによって収



マイクロフィルム撮影のようす（史料館・撮影室）

集しました。南家は佐竹第一七世義舜の子・義里が、常陸を支配していた時代の宗家の居城・太田城の南方に居住したことから「南家」を称したことに始まりました。東家、北家、西家とともに佐竹姓を称したため「御苗字衆」と呼ばれ、秋田移封後は湯沢の所預となり、禄高は文政年間（一八一八～三〇）に五五三三石ありました。南家文書は一九四八年に原蔵者が史料館に譲渡して、史料館所蔵となりました。仮整理分だけで一八九四点ありますが、その他に未整理分が櫃三箱分あるため、その全体点数は現段階では不明です。今回は仮整理

分のみをマイクロ撮影しました。主として近世の史料が中心ですが、南家そのものを知る史料としては「佐竹南家系図」などの系図、「遺跡相統口達書」など家督相続に関する口上書、「佐竹左衛門知行目録」など知行に關係する史料、「山子上納銭勘定帳」などの勘定帳などがあります。これらのほかには佐竹宗家や南家家臣に関する史料、また戊辰戦争や湯沢町方に関する史料などがあります。

## 秋田県関連所蔵史料一覧

文書群記号	文書群名	地名	役職等	点数
22K	佐竹南家文書	雄勝郡湯沢	大名一門	1894点、櫃3箱(未整理分)
23C	河原田家文書	仙北郡角館	佐竹家給人	738点
23D	武藤鉄城収集諸家文書	仙北郡	給人、肝煎、その他	164通
24F	武茂家文書	秋田郡大館	佐竹家家臣	554点
24K	谷地田家文書	秋田郡北比内片山村	肝煎	157点
24L	岡本家文書	秋田郡十二所	佐竹家家臣	224点
24M、25D	一関家文書	秋田郡南比内二井田村	肝煎	4859点
25B、44F	荒谷家文書	秋田郡南比内大葛金山	金山稼人	2666点
25C	小貴家文書	久保田	佐竹家家臣	837点
25F	中田家文書	秋田郡大館	佐竹家家臣	929点(コピー分を含む)
25H、27H	栗盛家文書	秋田郡大館町	商人	937点、3箱(未整理分)
26F	本郷家文書	平鹿郡角間川村	商人	935点
37C	湯沢町文書	雄勝郡湯沢		10冊
37G	沼館村等文書	平鹿郡沼館村・植田村		31冊
39A	本庄屋小川家文書	雄勝郡湯沢町	蔵元	503点

## 平成十二年度 公文書の引継ぎ状況について

今年度の引継ぎは六月二十三日に行われ、総務課文書管理書庫から二四、六八八冊（本庁分一三、四〇五冊、地方分一、二八三冊）の簿冊が搬入されました。最近の引継ぎ総数が毎年度ほぼ一六、〇〇〇冊程度であったことと比較すると大幅に冊数が増加しており、今年度行われた大規模な県庁の組織改革などがこの要因として考えられます。

従来、引継ぎ時には実際の簿冊と同時に簿冊名、保存期間等の情報を数枚のフロッピーで引継ぎ、これを変換して後の整理作業に使用していました。しかし昨年度導入された「簿冊管理システム」により、前回の引継ぎから情報の受け渡しシステム上で一度に出来ることになり、データ変換に要する時間も大幅に短縮されました。しかし今年度の引継ぎでは、搬入される簿冊の順番が引渡書、システム上の一覧と異なっているとい

う問題点も発見されました。これは今後このシステムをより有効に活用し、毎年度の引継ぎを円滑に行うため、早急に改善を要する点であると考えられます。

引き継がれた簿冊については現在、館蔵資料としての登録を主な目的として、冊数や簿冊名等の確認を行う一次整理を進めています。一次整理終了後は、前年度まで引き継がれた他の簿冊と同様、順次二次整理が行われ、保存が決定した簿冊は秋田県の歴史を伝える歴史的資料として保存、調査など様々な作業が続けられていきます。

平成12年度引継簿冊数

部局名	引継冊数
総務部	3,486
企画振興部	1,594
健康福祉部	6,129
生活環境文化部	1,187
農政部	3,351
林務部	889
産業経済労働部	1,863
建設交通部	4,231
出納局	1,958
合計	24,688

（公文書課 菅原亜希子）

## 市

### 町村史料保存機関 連絡協議会報告

本年度も、県内の各市町村の文書保存担当者を対象として、六月五日（月）に当館多目的ホールにて標記協議会を開催した。三〇市町村から三七名の参加があり、資料保存に関する報告、協議が行われた。午前は三市町村の文書保存担当者による情報提供、午後は古文書部会と公文書部会の各分科会に分かれて協議を行い、終了後、当館の書庫等の施設見学を行い、閉会した。

## 古

### 文書解読講座報告

今年度は八月一日・二日の両日、当館多目的ホールにて、計八八名の参加者によって開催された。講座の内容は以下の通りである。

講座①所預関係史料を読む

菊池 保男

講座②憂国の国事犯初岡敬治関係文書

柴田 次雄

を読む

初心者の方には少々難しかったようであるが、来年も是非参加したいという声も多く、当館でも、一層充実した講座にしていきたいと考えている。

### 閲覧室での目録検索・ ホームページ閲覧について

これまで、資料検索の方法は閲覧室に備え付けている目録又は当館職員によるパソコン検索のみでしたが、この度閲覧室内にパソコンを設置し、利用者の方による資料検索と当館ホームページの閲覧が可能になりました。ホームページには主な資料の概要も掲載していますので、両方を併せて活用することで、より効率的な資料検索が出来ると思われれます。

操作方法の詳細等は閲覧室に設置していますので、ご覧下さるとともに不明な点についてはカウンター職員にお問い合わせ下さい。

### 公文書館だより 第十三号

平成十二年一〇月一日発行

編集発行 秋田県公文書館

〒〇一〇〇九五二

秋田市山王新町一四一三一

☎〇一八（八六六）八三〇一

印刷 株式会社 塚田美術印刷